



司法書士による「消費者被害電話相談」を 実施いたします。

消費者被害の件数が高止まりしている現状を受け、司法書士による無料電話相談を実施いたします。埼玉司法書士会は、消費者被害問題の相談・解決に取り組んでいます。被害に遭われた方の不安を少しでも取り除くため、司法書士による無料電話相談をご利用ください。

実施概要

■電話番号 **048-872-8055** (開催当日のみ通話可能)

■開催日 令和6年11月19日(火)・12月17日(火)
令和7年1月21日(火)・2月18日(火)・3月18日(火)

■開催時間 18時～20時

※お一人様20分程度のお時間でお願いいたします。

■費用 無 料 (ただし、通話料は相談者様のご負担となります。)

■寄せられている相談例

- ・害虫駆除を依頼したら広告の金額より何十倍も高額な請求をされた。
- ・ずれた瓦の写真を見せられ修理工事の契約をしたがキャンセルしたい。
- ・電話で断ったのに一方的に商品を送りつけられ高額な請求をされた。
- ・ダイエットサプリを購入したが定期購入の中途解約ができない。
- ・訪問買取で売るつもりのない貴金属を無理やり買取られた。

※司法書士は、140万円以内の民事紛争に関する法律相談のほか、裁判手続に関する相談、各種制度の情報提供等を実施し、国民の権利の擁護に寄与しています。

本件に関するお問合せ

☎048-863-7861 (埼玉司法書士会事務局)